

深浦町規則第 2 4 号

深浦町移住お試し住宅設置条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、深浦町移住お試し住宅設置条例（令和 8 年深浦町条例第 1 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第 2 条 深浦町移住お試し住宅（以下「お試し住宅」という。）の使用に当たり、使用の開始及び終了の時間は、使用を開始する日にあっては、午前 9 時から午後 4 時までの間に開始するものとし、使用を終了する日にあっては、午前 9 時から午後 3 時までの間に終了するものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項に定める使用時間を変更することができる。

(使用期間及び使用回数)

第 3 条 お試し住宅を使用できる期間は、連続した 1 泊以上 6 泊までを限度とする。

2 同一者の年度内のお試し住宅の使用は 2 回までとする。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(使用許可の申請)

第 4 条 条例第 4 条の規定により使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用開始を希望する日の 14 日前（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）までに深浦町お試し住宅使用許可申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(使用許可)

第 5 条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、申請書の内容を

審査し、お試し住宅の利用の許可を決定したときは、深浦町お試し住宅使用許可書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、申請書の内容を審査し、お試し住宅の利用の不許可を決定したときは、深浦町お試し住宅使用不許可通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（使用許可の取消し）

第6条 町長は、条例第6条の規定により許可を取り消した場合は、深浦町お試し住宅使用許可取消通知書（第4号様式）により条例第4条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）使用者に通知するものとする。

（使用者の遵守義務）

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) お試し住宅を善良な状態に保つよう注意をもって使用すること。
- (2) 周辺住民と友好的に日常生活を送ること。
- (3) お試し住宅を留守にするとき及び就寝するときは、必ず施錠し防犯等に努めなければならない。
- (4) お試し住宅は禁煙とする。
- (5) お試し住宅に備付けの家具及び家電製品等の備品等は適切に取り扱うこと。
- (6) お試し住宅を使用中に出了ゴミは、地域のルールに従い排出すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（制限される行為）

第8条 使用者は、お試し住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (2) 外部から受注を受けて就業（内職）又は営業をすること。
- (3) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (4) 政治活動その他これに類する行為をすること。
- (5) お試し住宅の全部若しくは一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。

(6) 建物の建築又は工作物を設置すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用にふさわしくない行為をすること。

(明渡し)

第9条 使用者は、お試し住宅を明け渡すときは、職員の検査を受けなければならない。

(補足)

第10条 この規則に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。